**消　防　計　画**

　（目的）

**第１条**　この計画は、消防法第8条第1項に基づき、　　　　　　　　　　における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

　（適用範囲）

**第２条**　この計画は、　　　　　　　　　　　に勤務し、宿泊し、出入りするすべての者に適用する。

　（防火管理者の権限と業務）

**第３条**　防火管理者は、　　　　　　　　　　とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

1. 消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）
2. 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
3. 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告
4. 建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施設等の検査の実施及び監督
5. 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
6. 消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び周知徹底
7. 自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底
8. 法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等
9. 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

　（火元責任者の指定）

**第４条**　火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元　　責任者を次のように定め任務分担を指定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火元責任者 | 担　当　場　所 | 任　　　　　　　　　　　　務 |
|  |  | ・吸がら及び火気使用設備器具の管理  ・電気設備器具の安全確認  ・消火器等の管理  ・避難通路の確保  ・地震時の出火防止  ・その他火災予防上必要な事項 |

　（火災予防上の遵守事項）

**第５条**　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1）　火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認する。

(2）　火気使用設備器具の周囲は、常に整理整とんをしておく。

(3）　灰皿、吸がらの後始末を完全にする。

(4）　廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備、物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにしておく。

(5）　消防設備等の周囲には、装飾等をしない。

(6）　火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

(7）　喫煙は、指定した場所で行う。

　（自主点検検査）

**第６条**　建物等及び消防用設備等の自主点検、検査は、別表１及び別表２に定める点検検査表　に基づき、次により実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　査　対　象 | 検査実施月（年2回） | 検　　査　　員 |
| 建築物等 | 月、　　月 |  |
| 消防用設備等 | 月、　　月 |  |

（防火対象物及び消防用設備等の法定点検）

**第７条**　防火対象物及び消防用設備等の法定点検は次により実施する。

(1) 　防火対象物の点検　　　〔　該当　・　非該当　〕

点検資格者　　　　　　　　　に委託して１年に１回実施する。

(2) 　消防用設備等の点検

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検対象 | 点　検　実　施　月 | | 点　検　員 |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 消火器具 | 月、　月 |  | 点検資格者    に委託して、点検、整備を実施する。 |
| 屋内消火栓設備  (パッケージ型消火設備を含む) | 月、　月 | 月 |
| スプリンクラー設備  (パッケージ型自動消火設備を含む) | 月、　月 | 月 |
| 水噴霧消火設備 | 月、　月 | 月 |
| 泡消火設備 | 月、　月 | 月 |
| 不活性ガス消火設備 | 月、　月 | 月 |
| ハロゲン化物消火設備 | 月、　月 | 月 |
| 粉末消火設備 | 月、　月 | 月 |
| 屋外消火栓設備 | 月、　月 | 月 |
| 動力消防ポンプ設備 | 月、　月 | 月 |
| 自動火災報知設備  (共同住宅用、住戸用、特定小規模施設用、複合型居住施設用を含む) | 月、　月 | 月 |
| ガス漏れ火災警報設備 | 月、　月 | 月 |
| 漏電火災警報器 | 月、　月 | 月 |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | 月、　月 |  |
| 非常警報器具及び設備  (共同住宅用を含む) | 月、　月 | 月 |
| 避難器具 | 月、　月 | 月 |
| 誘導灯及び誘導標識 | 月、　月 |  |
| 消防用水 | 月、　月 |  |
| 排煙設備  (加圧防排煙設備を含む) | 月、　月 | 月 |
| 連結散水設備 | 月、　月 | 月 |
| 連結送水管  (共同住宅用を含む) | 月、　月 | 月 |
| 非常コンセント設備  (共同住宅用を含む) | 月、　月 |  |
| 無線通信補助設備 | 月、　月 |  |

※ 該当の設備について記入。（点検期間：機器点検６か月、総合点検１年）

　（結果の記録及び報告）

**第８条**　点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに、防火対象物の点検については、１年に１回、消防用設備等の点検結果については、　　年に1回、　 　　　消防長に報告する。また、不備欠かんを認めたときは、早急にその是正を図る。

　（自衛消防組織と任務分担）

**第９条**　　　　　　　　　　　の自衛消防組織として、

を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 氏　　　名 | 任　　　　　務 |
| 自衛消防隊長 |  | 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。 |
| 通報連絡係 |  | ○消防機関への通報を行うこと。  ○あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。 |
| 初期消火係 |  | 消火器等を使用して初期消火活動を行うこと。 |
| 避難誘導係 |  | ○避難口を開放するとともに避難誘導にあたること。  ○避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。 |

　（震災予防措置）

**第10条**　地震時の災害の発生を予防するため第4条から第8条に定めるほか、次のことを行うものとする。

（1） 建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

（2） 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査

（3） 危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

２　防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確認すること。

　（地震時の活動）

**第11条**　地震時の活動は、第9条に準じて行うほか次によるものとする。

(1） 防火管理者は、火元責任者等に指示し、火気使用設備器具からの出火防止措置を行うこと。

(2） 避難は、防災機関からの避難指示又は防火管理者の判断により開始する。

(3） 避難場所は　　　　　　　　　とし、集結場所は　　　　　　　　とする。なお、誘導には防火管理者があたる。

　（防災教育及び訓練）

**第12条**　防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 実　施　月 | | 備　　　　考 |
| 基礎訓練  部分訓練 | 消火訓練 | 月 | 月 |  |
| 避難訓練 | 月 | 月 |  |
| 総合訓練及び防災教育 | | 月 | 月 | ※総合訓練  消火、通報、避難を総合した訓練 |
| 震　災　訓　練 | | 上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 | | |

２　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「消防訓練実施計画届出書」により消防本部へ通知するものとする。

　（防火管理業務の委託）　　〔　該当・非該当　〕

**第13条**　建物の防火管理については、次により業務の一部委託を行なうものとする。

1. 委託する時間帯及び方法

　　 　　時　　分から　　時　　分まで ・（常駐・巡回・遠隔移報）方式

1. 業務範囲
   * 火気使用箇所の点検等監視業務
   * 火災が発生した場合の初動措置
   * 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
2. 受託者

　　　　　事業所名

　　　　　住　　所

　　　　　電　　話

　　　　　代表者名

　（南海トラフ地震に係る地震防災対策）　　〔　該当・非該当　〕

**第14条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震の発生に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災対策上必要な事項については、別に定める。

附　則

この計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

別表１

自主点検チェック表「建築物等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施区分 | 点検項目 | | 点検結果 |
| 建物周囲 | 可燃物が放置されていないか | |  |
| 避難上、消火活動上有効な通路や空地が確保されているか | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| 防火区画 | 防火戸等の直近に開閉を妨げる物品はないか | |  |
| 防火戸等の変形、破損はないか | |  |
| 防火戸等はスムーズに開閉するか | |  |
|  | |  |
| 避難口  廊下  階段  避難通路 | 避難の妨げとなる物品はないか | |  |
| 誘導灯、誘導標識等を隠すものはないか | |  |
| 非常口は容易に開閉できるか | |  |
| 床面につまずき、すべり等の発生要因はないか | |  |
|  | |  |
| 防炎物品 | カーテン、じゅうたん等は防炎物品が使用されているか(防炎表示ラベルで確認)(防炎防火対象物の場合) | |  |
|  | |  |
| 火気管理 | 喫煙は指定された場所以外で行っていないか | |  |
| 吸殻の処理は適切か | |  |
| 火気使用設備、器具に異常はないか | |  |
| 火気使用設備、器具は、指定された場所以外で使用していないか | |  |
| 厨房の天蓋のグリスフィルターは清掃されているか | |  |
|  | |  |
| 危険物  少量危険物 | 施設に漏れ、飛散、破損、腐食等の異常はないか | |  |
| 標識に破損、よごれ等はないか | |  |
| 可燃物を放置していないか | |  |
|  | |  |
| 備考 |  | |  |
| 点検実施者氏名 | | 防火管理者確認 | |
|  | |  | |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　○×…即時改修

別表２

自主点検チェック表「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 点検項目 | 点検結果 |
| 消火器 | 階ごとに適正な位置に設置されているか |  |
| 変形、損傷、腐食等がないか |  |
| 標識の破損、よごれ等はないか |  |
| 圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備  屋外消火栓設備  パッケージ型消火設備  補助散水栓 | 扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか |  |
| ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |
| バルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |
| 動力消防ポンプ設備 | 常時使用できるよう適正な場所に設置されているか |  |
| 変形、損傷、著しい腐食等はないか |  |
| スプリンクラー設備  泡消火設備  水噴霧消火設備  パッケージ型自動消火設備 | ヘッドの周囲に障害物はないか |  |
| ヘッドの変形、破損、腐食等はないか |  |
| 間仕切り変更等によるヘッドの未警戒部分はないか |  |
| 圧力計の指示圧力は適正か(制御弁室、ポンプ室) |  |
| バルブ類は適正な開閉状態になっているか |  |
| 不活性ガス消火設備  ハロゲン化物消火設備  粉末消火設備 | ヘッドの変形、破損はないか |  |
| 起動装置の周囲に操作の障害物はないか |  |
| ボンベ室は漏水、異常高温となっていないか |  |
| 操作等の説明標識はついているか |  |
| その他の移動式消火設備 | 扉の開閉及び操作を妨げる物品等はないか |  |
| ホース、ノズル、バルブ等に異常はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |
| 使用方法は明示されているか |  |
| 自動火災報知設備 | 感知器に変形、破損はないか |  |
| 間仕切りの変更等による感知器の未警戒部分はないか |  |
| 発信機の周囲に障害物はないか |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか |  |
| 受信機のスイッチは正常な位置にあるか |  |
| ベルは停止状態になっていないか |  |
| 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか |  |
| 予備電源の容量は適正か |  |
| 非常警報設備  (非常ベル・放送設備) | ベル又は放送の音量は適正か |  |
| 放送設備の階選択、一斉放送等の操作機能は正常か |  |
| ベル又はスピーカーの変形、脱落等はないか |  |
| 予備電源の容量は適正か |  |
| ガス漏れ火災警報設備 | 検知器、中継器の変形、破損等はないか |  |
| 受信機のスイッチは正常な位置にあるか |  |
| 検知器の表示灯は、正常に点灯しているか |  |
| 警戒区域図は受信機の付近に設置してあるか |  |
| 予備電源の容量は適正か |  |
| 漏電火災警報器 | 交流器に変形、破損はないか |  |
| 受信機に異常はないか |  |
| 消防機関へ通報する火災報知設備  (火災通報装置) | 本体の周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないか |  |
| 本体に変形、腐食、操作部分の損傷等はないか |  |
| 遠隔起動装置の周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないか |  |
| 遠隔起動装置に変形、腐食、操作部分の損傷等はないか |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避難器具  (緩降機・避難はしご・救助袋等) | 操作に障害となる物品等はないか | |  |
| 容易に接近できるか | |  |
| 降下空間の途中に看板、エアコン屋外機等の障害物はないか | |  |
| 避難空地には障害となるものが置かれていないか | |  |
| 取付場所の窓等は容易に開放できるか | |  |
| 標識、取扱い説明板等の破損、脱落はないか | |  |
| 器具の腐食、破損等はないか | |  |
| 誘導灯  誘導標識 | 表示パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか | |  |
| 予備電源による点灯は正常か | |  |
| 照明器具、装飾等でみえにくくなっていないか | |  |
| 器具の変形、破損等はないか | |  |
| 室内のレイアウト等の変更により、設置位置が不適切となっていないか | |  |
| 消防用水 | 採水口周囲に障害物はないか | |  |
| 消防車は容易に接近できるか | |  |
| 水量は確保されているか | |  |
| 排煙設備 | 垂れ壁の作動障害はないか | |  |
| 起動装置の近くに妨げとなる物品等はないか | |  |
| 手動操作箱、装置に変形、破損等はないか | |  |
| 制御盤の電源等に異常はないか | |  |
| 連結散水設備 | ヘッドの周囲に障害物はないか | |  |
| ヘッドの変形、破損等はないか | |  |
| バルブ類は適正な開閉状態になっているか | |  |
| 送水口付近に障害物はなく、送水区域表示図があるか | |  |
| 連結送水管 | 各階の放水口表示灯等に異常はないか | |  |
| 放水口箱扉の開閉を妨げる物品または変形等はないか | |  |
| 送水口付近に障害物はないか | |  |
| 送水口標識板に破損等はないか | |  |
| 非常コンセント設備 | 保護箱周囲に障害物はないか | |  |
| 保護箱扉は容易に全開できるか | |  |
| 表示灯は点灯しているか | |  |
| 無線通信補助設備 | 保護箱周囲に障害物はないか | |  |
| 保護箱扉は容易に全開できるか | |  |
| 接続端子に変形、破損等はないか | |  |
| 非常用進入口 | 標識、表示灯に異常はないか | |  |
| 進入口の周囲に障害となる物品等はないか | |  |
| 備考 |  | |  |
| 点検実施者氏名 | | 防火管理者確認 | |
|  | |  | |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、防火管理者に報告する。

（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　○×…即時改修